

公益財団法人愛媛県消防協会職員の定年等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「協会」という。）定款第45条第2項に規定する事務局長及び職員（以下「職員」という。）の定年等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用除外)

第2条 前条の職員について、嘱託又は臨時的に雇用された職員には適用しない。

(定年)

第3条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以降における最初の3月31日に退職する。

2 前項の定年は、次の各号に定める年齢による。

- (1) 協会又は愛媛県若しくは愛媛県下の各市町（一部事務組合を含む。）を退職した後、協会に雇用された職員 65歳
- (2) 上記以外の職員 60歳

(勤務延長)

第4条 公益財団法人愛媛県消防協会会長（以下「会長」という。）は、前条第2項の規定により定年に達した職員が、前条第1項の規定により退職することとなった場合において、当該職員の退職により、業務の運営に著しい支障が生じると認められる十分な理由があるときは、前条の規定にかかわらず、当該職員の同意を得て、1年間の範囲内において引き続き雇用することができる。

(その他)

第5条 この規則に定めのない事項については、必要の都度会長が決定する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 財団法人愛媛県消防協会職員定年退職規程は、廃止する。